

リレーコラム

TPP参加で酪農乳業の 発展的展望は描けるか

先日、所用で道東の弟子屈町を訪れた。言わずと知れた酪農地帯で、車窓には一面に牧草地が広がり、牛たちがのんびりと草を食んでいた。道東に酪農が定着したのは戦後。パイロットファームや新酪農村建設などの諸事業が次々に導入され、原野が切り開かれ、一般畑作地が急速に牧草畑へと転換されていった。寒冷な気候条件に酪農が最も適合していたからである。

《失われる56%の牛乳乳製品生産》

その酪農が今、大きな転換点、存亡の危機に立たされていると言う。昨年10月の農林水産省の試算によれば、鮮度が重視される生クリーム等を除くほとんどの乳製品、20%の飲用牛乳が輸入物に置き換わり、しめて56%、4,500億円の牛乳乳製品生産が失われ、また、北海道農政部の試算によれば酪農主産地北海道で2,536億円(2008年の生産額の72%に相当)の酪農生産額の減になるとされる程に深刻だとされる。もちろん、今、交渉に参加すべきか否か、賛否両論、国論を二分しての議論が展開されているTPP、環太平洋経済連携協定に我が国が参加した場合の影響である。これ程の生産減となれば、道東の酪農地帯などひとたまりもあるまい。

TPP。昨年10月、時の総理、菅直人氏が所信表明演説で交渉への参加を表明するまで、ほとんどの国民にはその内容はおろか、名前にすら心当たりはなかった。国内での認知度がすこぶる低い中で、1年も経ずして交渉への参加云々を決するのは些か早計に過ぎる気がしてならないのは筆者だけであろうか(もっとも、東日本大震災の影響で、今日まで先送りとなったが)。

周知のように元祖TPPは今を去る5年前、2006年に“例外をほとんど認めず2015年までに自由化・関税撤廃を行う”協定として発足したEPAである。締約国はシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリの4ヶ国。確かに太平洋に臨む国々ではあるが、人口的にも、経済規模面でも“大国”とはとても言えず、4ヶ国合計で人口2,700万人程、GDPで40~50億円程度でしかない。4ヶ国のままであればそれ程注目を集めることはなかっただろうが、一昨年秋、オバマ米大統領が参加表明したことにより、俄然太平洋に臨む国々の注目を集め、現在、4ヶ国にアメリカ、オーストラリア、ベトナム、マレーシア、パールの5ヶ国を加えた9ヶ国で交渉が行われている。

《踏まえておきたい二、三の点》

まもなく妥結するかも知れないとされるこの交渉に参加すべきか否か。先に触れたように、国論は二分し、政権党民主党の中も二分している。本稿が手元に届く頃にはどちらになるのか、おそらく一定の決着が付いているのではないかと推察されるが、いずれにしても次の諸点はしっかりと踏まえておく必要があるのではないかと考えられるのである。

その一つは、交渉のベース・基本となる協定が既に5年もの歴史を刻んできていることである。一から協定を新たに作るわけでは決していない。そこでは、1)自由化例外品目を提示しての交渉参加は認められない、2)特段の定めがない限り全ての関税を撤廃する、3)全品目の約8割は即時、その他は原則10年以内に段階的に関税を撤廃する、との原則が確立していると見られるのである。事実、報道されている限りでは認められた自由化例外品目は

飯澤 理一郎 (いざわ りいちろう)

北海道大学理学部生物学科卒業、同大学大学院農学研究科博士課程修了(農学博士)。
名寄女子短期大学講師、専修大学北海道短期大学助教授・教授を経て、北海道大学農学部助教授、2006年より北海道大学大学院農学研究院教授。
専門は農業市場学、食品産業論。
主な著書に「農産加工業の展開構造」(筑波書房、2001)、「食料・農産物の流通と市場Ⅱ」(共著、筑波書房、2008)、「食の安全は北海道からⅠ」(共著、中西出版、2009)。



極度にと言うよりも限りなくゼロに近い。また、交渉参加9ヶ国がこれまで締結したEPA・FTAの自由化率(全品目に占める10年以内の関税撤廃品目割合)は95%以上に及び、せいぜい88.4%にしか達しないわが国とは雲泥の差のあることを見落としてはならない。

二つはWTOやEPA・FTA交渉の席で、わが国は米・小麦・砂糖・乳製品などの自由化例外措置・高率関税賦課などを主張・要求し、また、多様な農業の共存や農業の多面的機能などを主張してきた。こうした年来の主張とTPPとは大いに矛盾するような気がしてならない。これまでの主張・要求を撤回し、今後のWTO・EPA等の交渉に当たっては「平成の開国」路線でいくのであろうか。再び自由化例外措置・高率関税賦課の主張に戻れば、無定型で一貫性のない国と見なされ、それこそ“世界の笑いもの”になりかねないのではないだろうか。

三つは交渉が農業・食料関連分野だけに止まらず、実に多様な分野、20数分野にも及んでいることである。その中には政府調達、知的財産権、サービス(金融、商用移動など複数の分野にまたがる)、投資、そして労働などの作業部会が含まれている。特に、サービス部会では、「サービス経済化」などと言われ第三次産業の肥大化が進む中で、どのようなものが交渉の対象になっているのであろうか。混合診療の全面解禁、公的医療保険制度の自由化などが取り上げられ、医薬品への市場原理の導入も話題になっていると漏れ聞く。また、公的年金制度や労働市場の開放も交渉の対象にならないと言う補償はない。こう見てくると「農業」対「非農業」の争い、1.5%と98.5%の対立ではないのである。

《心配な酪農地帯の加速度的崩壊》

先に触れたように、TPPへの参加によって56%、4,500億円の牛乳乳製品生産が失われ、北海道では70%を越す2,536億円の酪農生産額が失われとされる。これを逆読みすれば、44%の牛乳乳製品生産が残り、北海道では30%弱の酪農生産額が残ると言うことになる。果たして、そうであらうか。周知のように、酪農地帯は概して傾斜地や中山間地の条件不利地域に立地している。そして、そこでは規模拡大が急速に進み止めどもない地域の過疎化に悩まされている。半数超あるいは70%もの生産減少は、当然にもそれに見合うだけの酪農家の減少でなければならない。他の作物に転換して地域に残る道は条件が条件だけに、極めて困難と言わざるをえない。こうした中、すなわち今以上に劇的に過疎化が進展した中で、そこで生活を営み、生産を営める酪農家は如何ほど残るのであろうか。

これを阻止し逞しい我が国農業を築くのは「戸別所得補償」と「農業の六次産業化」だと政府は言いたいのかも知れない。しかし、農林水産省が民主党幹事長室の要求に応じて試算した関税撤廃の際に新たに必要とされる戸別所得補償のための財源は3兆円。現行の8千億円を加えると3.8兆円にも達する。1,000兆円超の膨大な借入金を抱える財政が年々4兆円弱もの財源を確保できるとはとても思えないのである。

こう見てくると、ことTPP参加に関して、筆者には悲観的結論しか見えてこないのである。